

受付番号第7号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

5 番 田 代 議長のご許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第7号、質問議員、第5番 田代実。件名、松田町農業振興地域計画は、農家の実情に基づき見直しを。

要旨。町では令和5年度に農業振興地域計画の見直しに向けて、荒廃農地の実態調査や農家との懇談会を行っています。一方、現在の計画は平成29年度に見直したもので、農用地の面積を129ヘクタールに設定していますが、農家にとっては担い手不足や諸問題から、この農用地を管理していくことは難しいと思います。

そこで、今回の見直しでは、129ヘクタールの農用地を大幅に縮減し、新たな土地利用を推進する必要があると考えますので、このことについて町長のお考えを伺います。

1、松田地区市街化調整区域内の農用地縮減について。2、寄地区の農用地縮減に伴う乱開発防止のための新たな条例設置について。3、農用地縮減に伴う土地利用と代替作目（樹種）について。

以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

町 長 それでは、田代議員の御質問に順次お答えをいたします。非常に釈迦に説法みたいな回答になってしまって恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

まず、国が定める農業振興地域制度について、簡単に御説明を申し上げます。この制度は、農業の振興に図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、農業振興地域の整備に関する法律、通称農振法により、県が基本方針を定め、農業振興地域を指定し、それを受けて町が整備計画にて農用地利用計画や農用地の地番指定をしております。

この農振法により、農用地指定されている場所は、農地としての管理保全が定められ、転用はできないものとなっております。なお、県が定めた町内の農業振興地域は、松田地区では松田山南斜面、神山の山間部及び酒匂川を挟んで開成側にある飛び地となり、寄地区では集落に近い山間部の合計427.1ヘクタ

ールが指定されております。そのうち、町が定めた整備計画にて農振農用地として指定されている箇所が129.28ヘクタールとなっております。

議員御指摘にありますとおり、現状の農地管理状況については、令和2年度に行われた農業委員が確認し報告する荒廃農地調査では、この農振農用地内で耕作されていないと判断された農地が約26ヘクタールに及んでいる状況でありました。

それでは、議員の御質問の1点目であります松田地区市街化調整区域内の農用地縮減についてでございますが、まず、農振農用地域内において農用地を除外するには、法で定められた5つの要件を満たす必要があります。具体的な計画があることを前提の上で、1つ目に、農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域外に代替すべき土地がないこと。2つ目に、農業上、効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。3つ目に、効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。4つ目に、土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。5つ目の農業生産基盤整備事業完了後、8年を経過していることとなっております。松田町としては主に1つ目の必要性や代替性、2つ目、3つ目の集団性や連担性が焦点になるところでございます。

よって、現行の法律の下では、議員が言われる農地としての管理困難との理由だけでは農振農用地の除外を得て農地転用を進めることは法的に認められないこととなります。しかしながら、耕作放棄地の増加は当町においても顕著となっており、対策が必要なことは十分承知しておりますので、まずは現行法に沿った形で策定した人・農地プランなど、現在進めております農業施策の目標に掲げておりますとおり、耕作されていない農地の所有者などから、将来にわたる農業経営についてを意見をお伺いし、管理ができない方の情報をまとめ、担い手への集積、集約を進めた上で、それでも農地の継続がかなわない場所は、一連で新たな土地利用を研究し計画していければと考えております。このような手順を踏み、新たな土地利用の計画上必要であれば、農業振興地域そのものの見直しも県に働きかけるなど、広い視点で土地利用を図ってまいります。

続きまして、2つ目の寄地区の農用地縮減に伴う乱開発に心配をされている件につきましては、寄地区で仮に農振農用地の指定が一部解除されたとしても、農地以外の土地利用を図る場合、農地転用許可が必ず必要になってまいりますので、町農業委員会及び県における厳正な審査を行った上で判断を下すこととなります。また、一般に市街化区域より規制が緩い、都市計画区域外となる寄地区でございますが、自然環境の保全と地域の活性化の両面から調和する、調和ある整備を図る目的で土地利用の方針を定めた松田町特定土地利用計画のもと、神奈川県土地利用調整条例、松田町まちづくり条例による行政との協議も必要となるため、これまでも乱開発が抑制できており、これからも同様な対応ができるものと考えておりますので、御安心願います。

3つ目のご質問について、総合計画にも記載してあります山林転用が可能な農地には、広葉樹の植樹などが考えられますが、これは「転用が可能な」とありますとおり、連担性のない農地などを想定したもので、農業振興地域農用地ということであれば、先ほどお答えしたとおり、具体的な計画のもと、5つの要件を全て満たすことで農振農用地から除外し、その上で転用の許可を得るといふ、しかるべき順序での検証が必要となりますので、まずは転用が見込める、将来にわたって安定的かつ地権者の理解が得られる土地利用の計画策定に知恵を出したいと考えているところでもございます。以上でございます。

5 番 田 代 御丁寧な回答ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。ただいま町長より回答があった件、これについて、今まで策定されている松田町農業振興整備計画書、それと、人・農地プラン、総合計画、これらに掲載された内容に基づいて質問をさせていただきますので、よろしく願いします。計数とか事務的な内容については、課長に答弁お願いします。端的にお願いします。それと、政策的な面については、町長、回答をお願いいたします。

では、初めに入り口論として、数値の確認なんですけれども、課長、農振計画、この中の4ページですね、数字の共通理解ということで再確認をさせていただきます。4ページの一番右側です。右側のイの(ア)本地域内にある現況農用地158.4ヘクタール、分かりますか。では、上の表を見てください。上の

表で、農用地合計で158.4つてありますよね、これが今ある、私は農地全体なのかなって理解しています。このうち、農振農用地が129ありますよと。要は、129ヘクタールの農用地は、今、町長から回答があったとおり5つの要件を満たさないと簡単に農用地から外せない。したがって、山林とかそういうのへ農転できないというのが129。農用地指定を受けていないものが、含めると、約30だね、これに約30足すと158.4になりますよね。そういうことで私は理解して、これから質問しようと思うんですけども、よろしくお願ひします。まず、それで、そういう考えでいいかどうかね。要は、農振農用地の中の荒廃地、それと農振農用地がかぶってない荒廃地、2つあると思います。そういうことで、まず、そういう考えでスタートしてよろしいかどうか。まず、これについて、お願ひします。

観光経済課長 そのとおりでお願ひいたします。

5 番 田 代 ありがとうございます。では、前提条件の地ならしができたところで、まず、私の質問で当初あったとおり、荒廃地の実態調査、これについて、今、柳澤課長…町長から答弁あった答弁書の2枚目の下ですね、農振農用地内129ヘクタールのうち29ヘクタールが荒廃地だよというふうに回答書いてあります。あと残りの30ヘクタールぐらいが農振農用地以外だと思います。それを含めると、何ヘクタールぐらいあるのかなと。一つの考えで、私、総合計画、121ページを見ていただきたいと思います。121ページの一番上のね、目標指標、一覧表になっている中で、荒廃地面積2018年46ヘクタールなんですよね。これが一つの数字なのかなと。要するに、158ヘクタール農地が全体あるうち、2018年に46ヘクタール、これから若干増えたかもしれないけど、その内数として26ヘクタールが農振農用地内にあるんだよと。残りの約20ヘクタールが農振農用地をかぶっていない荒廃地だと。要は、考え方として、町長が先ほど回答あったとおり、農振農用地の農転、山林への転換難しい。でも、それがかぶってない農地については、広葉樹などにクヌギやナラ、そういったものに、総合計画であるそういったものに変更することが可能だよというふうに私は理解したんですけど、それでよろしいかどうか、お願ひします。

観光経済課長 多々今いろいろ数字の関係がございましたけども、今、議員おっしゃるとおり、農用地以外、農振地域内にある農用地以外の、農用地の指定がされていない農地、これについての個別の転用というのは、指定された農用地とは違うものでございますので、そこは個々、転用に関しては農業委員会で審査をするということをお願いいたします。

5 番 田 代 では、共通の理解ができましたので、その内容について、質問、3項目について順次質問させていただきます。

1点目、松田地区ですか、これの市街化区域内的の農用地縮減ということで、これについて、回答であるとおりに、農業振興地域の整備に関する法律、これに基づいて農用地指定されています。これについては、農業が元気だった時代、稼げる時代は農振農用地の指定がないと、補助金持ってこれないんですよ。いろんな事業やりたいときに、じゃあ農用地の面積がどのくらいある。じゃあ、そこに農道を入れよう、近代化施設を設けよう。これまで、松田地区の農業、寄地区の農業、結構、制度事業を投入してやってきました。ところが時代が変わって、御存じのように非常に厳しい時代になったときに、逆にこれが農家にとって厳しい法律になって、荒廃地化するしかないというふうに考えています。

まず初めに、これまだ農家との懇談会、コロナで延期、延期なって3回目、4月の多分下旬にやったと思うんですけど、私、2回は行けたんですけど、3回目はちょっと諸般の事情から参加できなかったんですけどね。このときの懇談会でどういった内容、お話が農家から出たのか。まず、それについてお伺いします。

観光経済課長 ただいまお話にございましたものは、人・農地プラン座談会でございます。4月の23日、生涯学習センターで行いました。コロナ禍ということもありましたけど、30から40人ぐらいの方に御出席を頂いたと記憶してございます。そのときにですね、いろいろな資料を基に御説明をさせていただきました。また、この前段で、アンケートも実施をしてございます。農地の状況等のお話は、先ほど出ておりますので、農地の取り扱いの意向としましては、今後やっぱり厳

しいということを前提にですね、今後、現状維持と、現状が維持できるという
ような意向の方、これはおおむね4割でございました。それ以外は、貸したい
とか売りたい、これは当日の座談会の中でも、多く意見が出た内容でございま
す。さらにですね、この貸したい、売りたいけども、じゃあ後継者はどうかと
いう意味合いにおいてはですね、後継者のめどというのはついてないというの
が過半を超えている状況でございます。いずれにいたしましても、今後厳しい
という御意見が多くを占めました。以上です。

5 番 田 代 それでは農振農用地の整備計画ですか、平成30年3月に見直した、この計画
書。この計画書は、農家の実情を考えると、何回もお話ししますし、今、課長
から、懇談会の回答、アンケート結果、そういったものからも、はっきり言っ
て、この今、示されている数字は、かなり厳しいのではないかとというふうに私
は考えます。

具体的には、10ページですか、ここからの内容はね、私、松田地区と寄地区
2つのエリアがあると思うんですけど、松田地区の人間ですので、松田の地区
に限って、少し狭めて質問させていただきます。10ページを開けていただけま
すか。この10ページの中で、目標規模、この農振計画で示されているのに3種
類あります。1点が1.15ヘクタール、115アールだよ、軟弱野菜、ミカン、
キウイ、ウメ、これを複合的にやって進めていこう。次に、温室鉢物とミカ
ン、20アールです、0.2ヘクタール。それと、あと3点目にミカンとキウイ、
花木、こういったもので観光農園でやっていこうと。この面積が0.7ヘクター
ル、70アールです。このように、30年3月の計画書では定めているんですけ
ど、松田地区の実態、これでやっている農家が何軒あるのか。それについて、
お答えください。

観 光 経 済 課 長 それでは、お答えをさせていただきます。すみません、今、松田地区とおっ
しゃっていただいたんですが、ちょっと個別に全てを当てるのがちょっとか
ないませんでしたので、面積規模別に、どれぐらい農業の経営主体があるかと
いったお答えをさせていただきます。出典につきましては2020年の農林業セン
サス、これをベースに、農業経営体という、その状況ということでお知らせを

させていただきます。すみません、今言った営農の累計、3種類おっしゃっていただきましたけども、それに基づいた数字ではないんですが、面積規模的に、1.0ヘクタール以上の農業経営の経営体と言われるものが、言われる方が8ございます。またですね、この中では0.2ヘクタール以上というのが、先ほどおっしゃっていただいた温室鉢物、またプラスミカン、こういった経営の手法というのは、非常に単価的なものもあろうかと思えますけども、面積規模が例えば0.3ヘクタール以上、先ほど言った1.0未満ですね、これが72ございます。ここで言った累計の細かい作物別ではございませんが、0.3以上が合計で80ぐらいの農業経営体があるというのが2020年の数字でございます。

5 番 田 代 ありがとうございます。この指標に基づかないで、実際に耕作している面積って捉えていいですよ、と私は思います。何をお話ししたいかっていうと、総合計画の1戸当たりの耕地面積、2018年が0.2ヘクタール、30アール弱です。22年目標年度ですね、現状維持で30アール。1軒30アール。もう実際、兼業でやっていける数字かなっていうふうに私は理解しています。ですから、何をお話ししたいかっていうと、このページ、実態から少しかけ離れているのかな。農振のこれからの需要促進計画の中で、ここに書いてある指標というのは、実態とかけ離れている。

次にね、これは一番最後のページ、この地図です。これを見ていただきたいと思います。私の場合、よく見る農地が中尾農道、松田山入り口から最明寺公園まで上がる中尾農道。それは2年前だか3年前に農道組合解散しています。ただ、その周りの農地は何とか耕作されています。次に、根石寄り、山北寄りの西山農道。ここは、もう七、八年前に農道組合が解散して、農道の入り口部分、東名から側道から入ってわずかな距離しか耕作面積ないです。途中からは、もう通れないです。荒廃地がもう本当に進んでいます。次に、私の住んでる根石地区、根石農道です。

ここで課長に見ていただきたいのが、根石から今のその西山について黄色くエリアが塗ってあります。農振地域については、恐らく調整区域とこれ、市街化調整区域に合わせてエリア指定していると思うんですけど、その中で黄色く

塗ってある農地、これが農振農用地だと思います。よろしいですか。根石、西山、中尾の一部も入るかもしれませんが、黄色く塗っています。地番で言いますと、ここに農振農用地の地番指定が出ていますよね、根石の惣領分22筆、よろしいですか。今度は庶子分が5筆、全部で27筆あります。ここで、私、言いたいの、根石の東名から北側、そこで耕作している面積は30アールだけです。30アールです。昔は10ヘクタールぐらいやっていました。今、30アールです。ほとんど荒廃地。それが1点です。

次に、この後ろ、ここの部分です。この黄色い部分。これはチェックメイトの一番西側、山北側のところの境に、松田山の山頂の碑があると思います。それから山北側で最明寺公園の斜面の反対側の北側ぐらいだと思うんですけど、これが今現在、農用地指定受けています。これは今どうなっているか、まずそれを確認させてください。あと、根石農道の関係とか、西山農道の状況分かりますか。それが2点目です。

観光経済課長 ただいま御指摘のありました庶子地区、根石付近の農道の状況、細かくお話を頂きました。現状はたまにパトロール含めて最近行くこともあるんですが、具体的な数字で申し上げられると、また大変厳しい状況というのを改めたところでございます。

2点目の最明寺の近くのその一団の土地でございます。こちらについては農用地に指定をしております。ただ、これがですね、現在、指定の区分としてはですね、その農用地の中でも幾つかございますが、採草放牧地ということでの指定、11.1ヘクタールでございます。現況としては、高松のほうの放牧のほうも今、なかなかという状況だと思いますので、いい状況にはないということは承知をしているところでございます。

5 番 田 代 実例で申し上げたとおり、今の松田山のチェックメイトの横ですね、高松山の放牧地。ああ、そうか、採草放牧地、思い出しました。私が12歳のときです。昭和42年、裏の最明寺公園まで、要するに子供の遊び場だったんですよ。そのときに行ったときに、確かに牛がそこにいました。牛が、高松集落で飼育している牛が、そこで放牧してであって、乳牛が多かったのかな。そうい

う記憶があります。それからは、あんまり記憶ないんですけども、私が役場に入庁したのが54年ですから、このときはもう一切なかったです。もう放牧してない。ですから、12年の間に、そういうように利用されてない。今、見る限り、多分、課長も見ていると思うけど、もう何ていうの、雑木は出てカヤが出て、本当にはっきり言って荒廃地ですよ。そのようになっています。それと、今お話ししたように、根石地区の東名から北側、わずか2軒の方が30アールやっています。そのお二方は地元ではないです。よそから来た方が農業が好きで、農地を買って耕作しています。ただ、そのお二方も70代半ば以上、半ばより上かな、それと70代前半の方です。ですから、10年したときに、お子さんがやってくれるかっていうと、そういうことはないです。地元ではないから、余計そういう可能性は低いように私は感じます。断言はできないですけども。そうすると、根石地区って、もうほとんど、一番荒廃化が進んでいるんですよ。それ以外にも、西山もそうだし、ほかのところでもあると思います。

そこで、私、一番ここで1つ目の締めとしてお話ししたいのが、先ほど町長から回答がありました、農用地を除外するには法で定められた5つの要件、いいですか。5つの要件のうち順番に読みますと、農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。これが1点目です。2つ目に、農業上の効率的、総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。3つ目、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。4つ目、土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。5つ目、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること。この5つをクリアしなければ、農用地外せないよと言ってますけれど、今お話ししたところは、全てこの5つに、私、該当しているように思えるんですよ。それ以外にも、ほかの松田山でもこういったところがあると思います。ですから、ここでは、もうそういう条件が法的には認められてないから無理なんだよというふうに回答しています。

そこで町長、この辺ね、もう少し実態を見ていただいて、この要件を、私はクリアしている土地が、松田でも寄でもあると思うんですよ。この辺について

は、調査した中で、農振農用地を除外していただけないかということ、町長にお尋ねします。よろしくお願いします。

町長 御質問ありがとうございます。おっしゃられるとおりですね、5つの要件を今、改めて言っただいてですね、もう田代議員がおっしゃられるとおりですね、私も、いや、できるんじゃないっていうふうな気持ちはね、ありました。しかしですね、やっぱり法律家の方々にですね、お話を頂くとですね、これもう私のさっきの説明で滑舌が悪かったんで、いけませんけども、まず具体的な計画があること、それを除外した後に何にするかっていう具体的な計画があることが前提で5つの項目に合うことですから、例えば、どこかしら道の駅をつくる時に、とかありましたよね。そういったところで道の駅をつくるか、何かをつくるか、そういう目的があれば5つのやつに要件したときに外せるというふうに言われているので、今回御提案していただいたことは重々に私も分かっているんですけども、そこを例えば、そうですね、その具体的な計画っていても、ちゃんと県や国が理解をしてくれる計画じゃないといけないと思うんですけども、それがやっぱりない中で、ただ、今の状況だけで外してくれてというのは、これは通らないというふうな状況であるというふうに御報告もらっていますので、気持ちは一緒ですけども、そういったルールはちょっと従わなきゃいけないかなというふうにも考えています。以上です。

5 番 田 代 町長、総合計画、120ページ、ここにですね、下のほうですね、荒廃農地対策として、山林転用可能な農地への広葉樹、クヌギ、ナラなどの植栽、これを進めていくよというふうに出ています。要するに、計画、計画はまさに、私、これでいいと思うんですよ。もう放っておけば、もう荒廃農地が進んでいる。何もできない。であれば、環境を守る、自然災害から守る、広葉樹は根がたくさん張ります。それで、山の深いほうであれば、ナラ、コナラ、それあたりは野生動物の餌にもなります。前に、熊のお話ししたと思うんですけども、根石の集落から人家があるところから、300メートルから400メートルぐらいの上流まで熊が出てきているんですよ。逆に、こういった農振農用地でも、荒廃地化が進んでいる。まさに根石なんてもうほとんど荒廃地ですよ。それで、周りに影

響のないとこ、もう周りが、根石なんてのはもう荒廃地ばかりで、あと山林しかないですから、そういうところは計画がなければ駄目だというお話なんで、それを山林にして広葉樹、そういったものを植栽して水源の涵養、またはまき燃料、シイタケの原木、そういったものにやってみたい。ということで、そういうところについては、そういう計画をもってできないでしょうか。町長、お願いします。

町長 ここに書かれているのは、現状と課題を書かれているだけなんで、そういった必要性を確かに書いて、計画的なことは書いてませんが、これに対して、こういった対策を必要だということは承知をしています。これ知恵の出しようだと思います、確かに。実際のところ、例えば、今言うようなものを、例えば育林という感覚の中で、これを例えば木を植えます、何植えますっていったときに、これが正確に通るかどうかです、事業計画の中でこの木を植えて、例えば将来的に学校林みたいな格好で、じゃあ、この木を将来的にこういうふうに使いますとか、何とかとかっていうことであれば、そういった事業性を認められて、じゃあ、その分だけ、そういうふうにして使ってもいいかなっていうふうに判断してくれるかもしれないなっていうのは内々で話はしています。ですので、ただ、今みたいな状況の中で、環境がとかっていうことよりも、あくまでもその後形になるような格好での事業性を認められるのではなかろうかというふうには、今のところ我々としては理解しているので、知恵の出しようだと思いますけども、そういったことをですね、こととかも話しながらいきたい。ただ、今の現状から言うと、どうしても高い法律があるので、何にも挑戦しないということはないでしょうけども、今みたいな発想の中から、いろんな農業委員会の方々ともキャッチボールしながら、よりよくですね、困っているのは我々も分かっていますので、そこを対応していきたいとは考えてます。以上です。

5 番 田 代 ありがとうございます。今の議論については、また最後に3番のところでもう一度、私の持論を申し上げます。

あと、もう一つ、町長ね、先ほど柳澤課長とすみ分けしたんですけれども、

農振農用地はかぶってないと、その荒廃地、これについては、今の懸案がなくなりますから、ぜひ農家と、今お話があったように、農業委員会、農家、そういった人と話し合って、それでクヌギがいいのかナラがいいのかね、またはそれ以外に手がかからないもの、農家にとってあまり手がかからないもの、または山林であれば、森林組合が補助金もらって、ある程度、間伐、育成やってくれます。ですから、そういったものをいろいろ話した中で、今もう荒廃地になっているところで、農振農用地指定を受けてない場所、これは行政として動けるはずですが。これについて、ぜひそういう方向で動いていただきたいと思います。町長の回答をお願いします。

町長 今、前提が幾つかありますよね。使える場所であればということ、それと、木材利用を、例えば今言われてみたときに、そのやっぱり木の育成に対することも、しっかりと検討しなきゃいけないと思います。ただ、今、農業で困っている、担い手不足だ、だから森林に替えよう。この木は木で、今度、林業従事者の方がいらっしゃらないと、もうこんななっちゃって、また途中で間伐するにしたって、その費用は誰持ちになるのか。土地の使用者が、所有者が責任を持って木を植えていくわけでしょうから、補助金をもらったにしてもですね。なので、そういったところ、やっぱり総合的に考えていかないと、木に替えたはいいけど、じゃあ、その後、誰が面倒見るのよってというようなことになったときに、余計にお金がかかっちゃうっていうとよろしくないですね。かといって、耕作放棄地のままでいいとは思ってませんので、その辺はそういった感覚の中でやっていきたいというふうに考えています。以上です。

5 番 田 代 すみません、町長。私の実践でお話しします。うちもミカンすごいやってました。それで、標高が高いところ、急斜面、山林転用しました。お金がかかる、でも、ありがたいことに、水源の森政策とか、いろんな問題で、森林組合としっかりした契約をすれば、ほとんど実費が出ます。ですから、よく我々の話で出てるのが、荒らす前に、何とかできるんだったら、そういう制度を使ってやろうよと。人によっては、雑木を植えるより広葉樹、要するにクヌギだナラを植えるよりも森林組合で黒木植えて管理してもらったほうがいいよと。売れる

か売れないかは分からないけれども、荒廃地でそのまま置いてくよりは、きれいになる。で、手がかからない、皆さんに迷惑をかけないということで、実際には、私の経験論で言うと、今もそうだと思いますけど、ほとんど補助金でできるという考えがありますので、ひとつその辺は参考として記憶にとどめていただいて、また確認していただいてもよろしいと思います。すごい金がかかるよりも、俗に言う水源環境税ですか、県の超過課税あたりの恩恵を受けて、そういう制度がありますので、ひとつよろしくお願いします。

時間もなくなってきましたので、2番に進みたいです。これは簡単にいきます。要は、何らかの形で、今の農振農用地かぶってないところを山林にしたりだとか、そうした場合に、やはり規制が緩くなる。そういった中で、松田山のあの市街化調整区域外の山林でも、少し問題あったかと思うんですけども、やはり開発というものが出てくる。これに関して、前に町長、松田山の環境を守るために、ある程度そういう条例を検討したいという話をされてました。寄地区についても、例えば今、農振農用地ではないところを山林転用したときに、やはりそういった危険が出てくるということがありますので、この環境を守るための条例制定、これについてはどのようにお考えでしょうか。お願いします。

町長 答弁もさせていただきましたけども、乱開発がやっばできない状況の、特別な条例を設置しなくても、今の現状の、ある法律の中で、結果的に今の現状見てもらってもいいように、乱開発されてないという状況を考えますとですね、特別これを突出して条例化をする必要性が、そこまであるのかなっていうのは、正直、今回回答させていただいたところであります。だから、こう抜けているところの部分があって、いや、それは今の条例の、今のある法律の中から抜け道があるようであれば、そういったことが必要かなと思いますけども、現状ではですね、それをやらなきゃいけないというふうには、ちょっと今のところは理解をしてませんので、先ほど言った答弁をさせていただいたところでございます。以上です。

5 番 田 代 御答弁ありがとうございます。そのようなことで問題がないように、私も祈

っております。可能であれば、まちづくり条例あたりで少し、一部改正しながら、状況を見ながら、そういった規制も必要かなと、私は個人的に考えております。これは私の考えでございます。

それでは、時間もないので、3点目に入らせていただきます。前段はいいやね。ここで新たな品目、私、柳澤課長のほうに質問で、土地利用と代替作目、要するにキウイも新規参入の人がいない、キウイの面積も手がかかるから減っていくというときに、じゃあどういった、農振農用地でよい農地は減らすことはできないです。場所で言うと、中央農道沿いの緩やかな農地、そういった場所がまだ何か所かあります。しっかり耕作されているところもあります。しかし、ミカンだけでは、ちょっと厳しいのかな。キウイもお金にはなるけれども、すごい手間がかかる、じゃあ、そういったものを守っていくために代替作目、これはどういったものやっていったらいいのかと。これについて回答なかったんで。分からなかったら結構です。

観光経済課長 御質問にお答えします。今おっしゃっていただいたようなお話が、ミカンが厳しい、キウイは手間がかかる、こういってお話はですね、圏域2市8町の課長とかが集まる会議、JAさんでいろいろな情報交換をしております。JAさんのほうでも、いろいろなものを検討していただいております。今もう既に商品化されてますけど、「湘南潮彩レモン」とかいったものがありますので、こういっただけものを今後、そのJAさんとかと情報共有しながら考えていくのかなとは思っております。

5 番 田 代 今、課長お話が出たレモンですよ。これについては、JAも補助金を出して数年前からやっています。うちは10年以上前からレモンを6本植えて収穫しているんですけど、果汁の量がすごい多くて評判いいです。それと、有害獣に強い、シカ、イノシシに強いということで、これはやはり農振整備計画書を改定するときに、ぜひそれは、もうある程度進んでますからね、入れていただいて、後押しもしていただければ、支援もしていただければありがたいのかなと感じます。

あと、町長、これ私の見解で、新しい作目っていうことで申し上げます。こ

れはあくまでも個人の見解なんですけども、栽培管理の省力化、要するに、キウイはお金になるけど手間かかる。そこまでできないという方は、ブルーベリーあたりが一番いいのかな。ジャムもできるし、生でも食べれる。そういったものは跡地作目としていいのかな。ただ、ネットをやらないと鳥に食われる、そういう弱点があります。

次に、桜まつりっていうのは、やっぱり特需があるんですよね、あれだけお客さんが来て、物が売れる。であれば、先ほど、課長からあったレモン、これは完全に直売で売れます。それと、あとは、個人的には不知火、熊本産のものはデコポンと呼んでいます。不知火（デコポン）、あと、はるみ、これはデコポンと同じ味です。もう少し、柔らかくて食べやすいです。あとは、高級フルーツで、せとか。この3つは、ちょうど2月から3月に熟します。ただし袋かけがあります。袋をかけないと、鳥に食べられてしまう。2月上旬収穫。それから販売。こういったものを一緒に入れていく、計画書に。私はそういう中で、ある程度、松田の特産、こういうものがあるよ、また直売でやってけるというものもあると思いますのでね、新たな作目の中に、人・農地プランでも、あと農振計画でも、具体に出てないんですよね。これから検討するとか、まだ八方塞がりのような感じなんでね、この関係については、例えば県の農業技術センター、JAの営農部、当然地元の農業委員会、または農家。こういった方と一緒にスクラムを組んで、新しい品目をぜひ進めて、だんだん荒廃地多くなってしまいうんですけど、最後の優良農地だけは守るというふうに私は考えています。ですから、こういった品種も入れ込んだ中で、農振計画を見直していただきたいと私は思います。町長、回答お願いします。

町長　　うちの担当課から、ちょっと話を聞いているのがですね、今回の聞き取りとか座談会やっているのは、人・農地プランについての、今、現状の確認ということで、この農地の整備計画の見直しまでいかないというような感じですので、でも時にはそういったところに聞きますから、それに伴ってやっていくわけなんですけども。この間、JAさんが来られて、要望活動されてですね、先ほどと同じようなことをおっしゃられたんですね。であれば、農協さんに、レモン

とは聞いてますけど、レモン以外、何かあるんですか、逆に教えてくださいって言ったら、持ち帰って検討しますというような感じ。ああ、そうですかと。逆に言っていただければ、それは推進することは十分可能ですしということで、やっぱり共同戦線でやっていきたいと思いますということをお話ししました。また、新規農業者の方々をやっぱり入れるときに、いきなりこれをやれば、要は生活ができるよという、やっぱり軸になるものを作っていかなきゃいけないっていうのも、今の現農業委員会の委員長からも話を頂いているところでもございますので、そのような形でJAさんに話しました。今までは、作ったんで売りに行きますとかっていうふうなタイミングだったんですけど、今の御提案頂いたのは、この季節に、多分いつもの値段より高く売れるよというようなことだと思うんです。今度、逆転の発想か何かで。じゃあ、そこに合わせて何が作れるのかというようなことで、今、桜まつりだったらレモンであったり、もっとほかのものでも何かあるんじゃないだろうかというような御提案頂いたっていうふうに私は感じ取ったので、まさにその感覚は、今までどっちかって言えば、作る側の感覚、作ったら売る。でも、たくさんミカンがあるところに、競争相手がたくさんいるところでミカン売ってたら、安くなる可能性も十分あるんで、そういったものに合わせながら、時期に合った格好での商品開発というものを研究していきたいというのは、今、御提案頂いたとおりに、少し知恵を振り絞っていきたいなというふうに感じました。以上です。

5 番 田 代 回答ありがとうございます。それで、農振整備計画も非常に大事なものでね、併せて、人・農地プランは、はっきり言ってそんな具体的なもの出てない。農振整備計画をこれから今、改定ですので、そういったものを踏まえて、お願いしたいと思います。あとは、先ほど、5点の法律のクリア、農振整備の農用地対応、本当に私も難しいものだと思います。ただ、地域の実情、山北にしても松田にしても、あとは清川とか、そちらの旧藤野ですよね。そういったところって同じ問題を抱えています。ですから、そういった首長さんと連携しながら、その5項目をうまい形に変えていただく。

議 長 時間になりましたので、

5 番 田 代 やっていただくということを要望して、終わります。

議 長 以上で受付番号第7号、田代実君の一般質問を終わります。

以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。本日は御苦労さまでした。